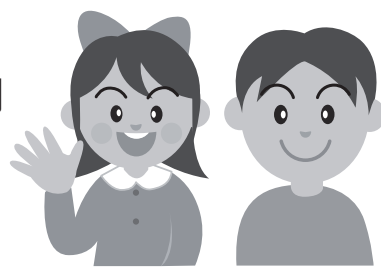


子ども手当は 引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間
これまでと同じ月額13,000円で
引き続き支給されることになりました。

●支給金額

子ども1人につき 月額 **13,000円**



●支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで

(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

●支給月

平成23年6月(平成23年2月分～5月分)

平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

ご注意

◆次の方は、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ・既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ・既に受給していて、他の市町村から引越しをされた方

◆次の方は、手続きの必要はありません。

- ・既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。

ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。

※なお、厚生労働省では、今般の東北地方太平洋沖地震の被災地域においても、円滑な支給が行われる必要があると考えており、地方自治体とも十分相談しながら対応してまいります。

厚生労働省・熊本県・高森町